

《指定通所リハビリテーション事業》
《指定介護予防通所リハビリテーション》
【医療法人 白卯会 白井病院】 運 営 規 定

【事業目的】

第1条

医療法人白卯会が設置する医療法人 白卯会 白井病院（以下「事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護師等の看護職員、介護職員（以下「通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕従事者」という。）が、要介護状態または、要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

【運営方針】

第2条

1. この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の状態、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
3. 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名 称 医療法人 白卯会 白井病院
2. 所在地 大阪府泉南市新家 2776 番地

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- | | |
|------------|----------|
| 1. 医師（管理者） | 1 名 |
| 2. 理学療法士 | 1 名 |
| 3. 作業療法士 | 1 名 |
| 4. 看護職員 | 2 名 |
| 5. 介護職員 | 実情に応じた人数 |

通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕従業者は、指定通所リハビリ

テーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の業務にあたる。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月・火・水・木・金・土曜日の週6日とする。
{但し、年末年始（12/30～1/4）を除く。}
2. 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

【指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用定員】

第6条 事業所の利用定員は、1日40人とする。

【指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容】

第7条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容は、次の通りとする。

一日のサービス計画

8:30	送迎
9:30	到着 健康確認
10:30	入浴・機能訓練（運動療法・日常生活動作訓練・集団体操など）
12:00	昼食
13:00	入浴・機能訓練（運動療法・日常生活動作訓練・集団指導など）
14:00	おやつ
15:00	レクリエーション
16:00	送迎

【利用料等】

第8条

1. 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法廷代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。
2. 法廷代理受理以外あの利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
3. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションの送迎に要する交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から片道概ね 5km以上10km未満	300円
(2) 事業所から片道概ね 10km以上10km未満	600円
(3) 事業所から片道概ね 20km以上10km未満	1200円
4. 食事の提供に要する費用については、470円を徴収する。
5. おむつ代については、150円を徴収する。

6. その他、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用について徴収する。
7. 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
8. サービスの提供に当たってはあらかじめ、利用者はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。
9. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
10. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明を利用者に対して交付する。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、泉南市、泉佐野市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町とする。

【衛生管理等】

第10条

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
2. この指定通所リハビリテーションの事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第11条

1. 施設の指示事項をお守りいただけない場合、施設の利用をご遠慮していただくこともあります。
2. 療養上のことは、すべて施設側に委任していただきます。
3. 療養上事由により予定をはやめ、帰宅していただくこともあります。
4. 緊急時及び入院を要する場合、家族連絡が後になる場合があります。
5. 療養上の偶発的な事件、事故に関しては、責任を負いかねます。
6. 利用料その他費用は指定の期日に必ずお支払い下さい。また、故意による備品の破損、欠損、故障について代金の補償をお願いします。

【緊急時における対応方法】

第12条

1. 指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急

事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなど等の必要な措置を講ずることとする。

2. 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
3. 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故は発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【非常災害対策】

第13条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

【苦情処理】

第14条

1. 指定通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講ずるものとする。
2. 本事業所は、提供した指定リハビリテーションの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 本事業所は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【その他運営に関する留意事項】

第15条

1. 本事業所は、職員の資質的向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用研修時 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. 本事業者は、指定通所リハビリテーションに関する記録を整備し、指定通所リハビリテーション完結の日から2年間保存するものとする。
5. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人白卯会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。